

社会福祉法人虹
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人虹(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条** この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。(常勤理事の賃金を除く)
- 2** この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
 - 3** この法人の理事長、副理事長及び常勤理事の報酬月額は、別記第1「常勤理事の報酬」に定めるとおりとする。
 - 4** 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
 - 5** 非常勤理事に対する報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
 - 6** 各々の監事の報酬は、「非常勤理事の報酬」と同額とする。その額は評議員会において決めるものとする。
 - 7** 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

- 1** 役員及び評議員には、会議に出席するために要した交通費を弁償する。

その弁償は別記4「費用弁償」で定める額とする。出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月10日(定時評議員会の議決日)から施行する。

平成30年3月24日一部改定 平成30年4月1日より実施

令和3年3月27日一部改訂 令和3年4月1日より実施

別記1 理事長・副理事長及び常勤理事の報酬

理事長 月額 40,000円

副理事長 月額 20,000円

業務執行理事 月額 20,000円 (法人内会議費を含む)

常勤理事 月額 10,000円 (法人内会議費を含む)

*報酬額より源泉税を差し引き支給 (役員・評議員も同様)

別記2 非常勤理事の報酬

非常勤理事・監事 理事会出席の都度、一律2,500円

監事立会・監査等についても都度、一律2,500円

同日、複数の会議に出席した場合その都度報酬を支払う。(交通費については除外)

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、一律2,500円

別記4 費用弁償

役員及び評議員には交通費として公共交通料金を支給